

登園自粛要請期間中の保育料の減免について

(令和2年4月8日～5月31日の期間分)

この資料は、新型コロナウイルス感染症に関連した保育料の減免について、計算方法や返金時期などをまとめたものです。なお、千葉市にお住まいの保護者様向けに作成しています。千葉市外にお住まいの方は、お住まいの自治体の保育料担当部署にご確認ください。

1 減免対象となる保育料について

3歳未満児の保育料

(注) 認定こども園が保育料とは別に定めている費用(教育充実費、バス代等)は対象外です。

2 減免の計算方法について

①日割り計算

原則、次の計算方法により、日割り計算で保育料を決定し直します。

[計算方法]

決定済保育料÷25日×登園日数＝日割り計算後の保育料(10円未満切り捨て)

②市独自の特別措置

すでにお知らせしましたとおり、本市による登園自粛要請をより早期に推進するため、市独自の減免を実施します。以下の条件を満たす場合は、①の日割り計算はせずに、対象月の保育料を無料にします。

対象月	対象期間	条件	特別措置
4月分	4月8日～5月2日	10日以上、登園を自粛 (土曜日含む)	保育料 無料
5月分	5月7日～5月30日		

3 返金の時期等について

在籍園の種別ごとの返金時期等は下表のとおりです。保護者の方の手続きは不要です。

種別	返金時期	返金方法	通知
公立保育所 民間保育園	4月分… 6月末頃 5月分… 7月末頃 (現時点の予定です)	市から還付額を指定口座に振り込みます。 〔保育料を口座振替で納付している方〕 還付額を指定口座に振り込みます。 〔保育料を納付書払いで納付している方〕 振込口座を指定いただく必要があるため、右記通知とあわせて所定の様式を送付します。ご記入のうえご返信いただいた後、還付額を1～2か月後に振り込みます。	市から保護者様宛に、以下の通知を送付します。 (返金時期頃に送付します) ・保育料変更決定通知書 ・過誤納金還付通知書
直接契約 施設(※)	在籍園にご確認ください。 (上記の時期に、市から園に対して、児童ごとの変更情報を提供します。)	在籍園から還付額を返金しますが、園ごとに方法が異なりますので、詳しくは在籍園にご確認ください。	

※民間認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育をいいます

【お願い】本市では、保育料の納付にあたり、口座振替をお勧めしています。

納付書でお納めいただいている方は、これを機会に、口座振替への変更をお願いします。

4 その他

- 延長保育に係る保育料は、現状のとおり、利用日数に関わらず、利用月分の月額を徴収します。但し、1日も利用しない場合のみ、後日返金いたします。詳しくは在籍園にお問い合わせください。
- 保育料の減免は、原則、一度納付いただいた後に返金することとしますが、営業自粛等による収入減など、様々な理由で納付が困難な場合は、下記までご相談ください。
- 4月・5月分の返金は、それぞれ7,000件程度が見込まれております。可能な限り速やかな返金手続きに努めますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

(お問い合わせ先) 幼保運営課管理班

043-245-5726

unei.CFC@city.chiba.lg.jp